

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成27年2月23日第7回中種子町農業委員会総会を防災センター2階・第二会議室に会長これを招集する。
2. 出席委員  
(公選) 鮫島達・濱脇嘉則・雨田勇・上妻廣美・小山田弘幸  
日高隆克・赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義  
(選任) 久保田純一・日高信行・戸田和代・石堂季男
3. 欠席委員  
(公選) なし  
(選任) なし
4. 日程 第1 会議録署名委員の指名  
日程 第2 会期の決定の件  
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について  
日程 第4 議案第2号 非農地証明について  
日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について  
日程 第6 承認第2号 農用地利用集積計画の一部変更の承認について
5. 議事  
(議長)ただいまから、平成27年第7回、中種子町農業委員会総会を開会します。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、5番赤坂委員、6番小山田委員を指名します。  
(議長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。  
(委員)異議なし。  
(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。  
(議長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について事務局の説明をお願いします。  
(事務局)はい。資料の1頁をお開き下さい。議案第1号農地法第3条申請について説明します。所有権移転、件数6件、筆数23筆、面積33,832㎡、畑24,604㎡、田9,228㎡です。これらの土地につきましては農地法第3条第2号、各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。  
(議長)次に第1項の順位1について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。  
(7番委員)はい。7番戸田です。議案第1号第1項農地法第3条申請の所有権移転について説明いたします。順位1、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地の現地調査を実施いたしました。土地の所在といた

しまして、大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇－２、地目田、面積 451 ㎡。大字増田、字〇〇、地番〇〇〇－２、地目田、面積 290 ㎡。大字増田、字〇〇、地番〇〇〇－４、地目田、面積 235 ㎡。大字増田、字〇〇、地番〇〇〇－５、地目田、面積 656 ㎡。大字増田、字〇〇、地番〇〇〇－６、地目田、面積 252 ㎡。大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積 1,455 ㎡。大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇－１、地目畑、面積 2,807 ㎡。大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積 2,604 ㎡。大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積 1,011 ㎡です。譲渡人は、住所 中種子町増田〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。これはお父さんです。譲受人が住所 中種子町増田〇〇〇番地 〇〇〇〇さん。これは息子さんです。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所については、田が〇〇〇でございます。畑の方は〇〇〇というところが〇〇の上の方の畑になっております。それから〇〇〇〇の地番〇〇〇〇－１から３枚は〇〇〇〇の畜舎の周りなんですけど、増田中学校跡地から約〇〇 m 行ったところを〇に入りまして、左手に〇〇〇の畜舎があります。その周りの畑です。調査の結果、労働力、農業機械等を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議 長) ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議 長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員) ありません。

(議 長) 質疑なしと認めます。次に第 1 項の順位 2 について、担当調査委員の 9 番久保田委員の説明をお願いします。

(9 番委員) 9 番久保田です。議案第 1 号第 1 項農地法第 3 条申請の順位 2 について説明いたします。去る 2 月 1 9 日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇－６、地目田、面積 626 ㎡です。譲渡人、住所 中種子町増田〇〇〇〇番地 2、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町増田〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については、増田の〇〇〇〇 200m 地区のところでございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様方のご審議の程、宜しくお願い申し上げます。

(議 長) ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議 長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位3について担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)はい。7番戸田です。順位3について説明をいたします。去る2月17日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査をいたしました。土地の所在、大字野間、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積231㎡です。譲渡人が、住所 埼玉県春日部市〇〇〇〇〇25番3-〇〇〇〇号、〇〇〇〇さん。譲受人が住所 中種子町増田〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所については、〇〇の公民館を十文字を野間の方から来ますと、それを左手に上がりまして、70~80m程行ったところの〇〇〇〇さん宅の裏側の畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械等を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いたします。この間柄は、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんであります。〇〇〇〇さんに譲るということでございました。

(議長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位4について、担当調査委員の2番石堂委員の説明をお願いします。

(2番委員)はい2番石堂です。順位4について説明をいたします。去る2月19日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施をいたしました。土地の所在、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積864㎡です。譲渡人、住所 熊本県阿蘇郡〇〇〇〇〇〇〇1089-5、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が売買、譲受人が経営拡張となっております。場所については、中央高校の伏之前住宅から、〇〇線に向かひまして、ちょうど〇〇から運転していきますと〇〇〇〇〇から国道に入る道に出ますが、あの道をぶつかりあたりまして、それから左側の方に、100m行って左側に入って、150mくらい入ったところの場所でございます。隣接地には〇〇の畑が2筆ございまして、合わせて11,329㎡というふうなところがございまして、その畑と隣接をするというような場所でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いたします。

(議長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位5について担当調査委員の13番日高隆克委員の説明をお願いします。

(13番委員)13番の日高です。議案第1号第1項農地法第3条申請順位5について説明をいたします。去る2月12日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字野間、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-3、地目畑、面積1,246㎡です。譲渡人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地3、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地10、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましても、国道58号線を南種子の方に向かいますと、〇〇〇〇をまだ先に行きますと、直線がございます。その直線の中程を過ぎたところに、〇〇〇〇との十文字になっておりますが、左に行きますと〇〇〇〇、右に行きますと、〇〇〇〇前に行く道があります。〇〇〇〇の工場があったんですが手前に、その手前の〇〇〇〇に沿った畑です。ここから行きますと、左側の畑になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しております、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。ちなみにこの畑はですね、〇〇〇〇さんの弟さんが〇〇〇〇さんという方なのですが、この方がここ10年来、作付けしておりましたけども、手が出ないという理由でしょうか、前から〇〇さんが売って欲しいということがありまして、今回こういうふうな経営を拡張をするということで譲るということになったようでございます。以上でございます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位6について担当調査委員の10番上妻委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番上妻です。議案第1号第1項農地法第3条申請順位6について説明いたします。去る2月18日、午後1時、〇〇〇〇さんの本家の方で会いまして聞き取り調査と申請地での現地調査を実施をいたしました。土地の所在、大字坂井、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積2,212㎡。大字坂井、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積930㎡。大字坂井、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積2,245㎡。大字坂井、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積1,451

m<sup>2</sup>。大字坂井，字〇〇，地番〇〇〇〇－1，地目畑，面積 2,264 m<sup>2</sup>。大字坂井，字〇〇，地番〇〇〇〇－2，地目畑，面積 989 m<sup>2</sup>。大字坂井，字〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 1,157 m<sup>2</sup>。大字坂井，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇－2，地目畑，面積 4,589 m<sup>2</sup>。大字坂井，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇－1，地目田，面積 2,019 m<sup>2</sup>。大字坂井，字〇〇，地番〇〇〇〇，地目田，面積 3,248 m<sup>2</sup>。譲渡人，住所 中種子町田島〇〇〇〇番地1，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 中種子町田島〇〇〇〇番地1，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が贈与，譲受人が受贈となっております。場所については，大字坂井〇〇〇3筆になっておりますけども，これは国道58号線を〇〇集落の方に上りまして，〇〇〇〇さん宅から西の方へ700mばかり行きますと，すぐ左手です。そこに3筆になっておりますけども，重機をかけまして現在のところ1筆になっておりまして，ひとまとめになっております。現在さとうきびを植えております。それと大字坂井の字〇〇ですか，これは〇〇集落の〇〇〇〇さん宅より下へ10m行ったところの左手でございます。その前に〇〇〇〇さんの家があります。極端に言いますと家の手前の方です。それと大字坂井字〇〇，これは2筆になりますが，国道58号線〇〇集落に下りまして，下り坂を〇〇へ120m行き，その後〇〇〇〇さんの家があります。その前の畑でございます。現在さとうきびを作っております。それから大字坂井，字〇〇です。これと〇〇〇〇については自宅に隣接したその畑でございます。それから〇〇〇〇の方は自宅前の畑で，現在さとうきびを植え付けております。大字坂井，字〇〇〇〇ですけども，場所については58号線，〇〇〇〇を〇〇の方に下りまして，1,500m程行きますと，〇〇〇〇があります。それを南に500m程行ったところでございます。それから大字坂井，字〇〇〇〇につきましては58号線より，さっきと同じように〇〇を下りまして，1,600mくらい下りますと，〇を越えると，すぐまた〇〇〇〇の方に行く道があります。橋を渡りまして，右手の方に，2番目の田んぼでございます。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程，宜しく申し上げます。以上です。

(議長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項順位1から順位6については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って，議案第1号農地法第3条申請について

の所有権移転順位1から順位6については、許可することに決定します。

(議長)次に日程第4、議案第2号「非農地証明について」を議題とします。  
第1項の1について、担当調査員の14番濱脇が説明します。

(14番委員)議案第2号第1項非農地証明について説明します。土地の所在は、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇番26、台帳地目畑、地積は17㎡、現況地目雑種地、所有者、〇〇〇〇さん、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地2。現況地目となった経過及びその事由等につきましては、土地登記簿の地目は畑であるが、昭和55年4月頃から耕地として利用せず、現況は雑種地となっている。この案件につきましては2月13日、午後1時10分より、委員から日高隆克委員、上妻委員、事務局より徳永局長、古田係長が立ち合い、申請者の〇〇〇〇さん立ち合いの下で現地調査を行いました。場所につきましては、国道58号線の町の〇〇〇〇の交差点から県道野間・島間港線へ続く道路があります。そちらへ向かいまして、〇〇m程行ったところの左側になりました。現状は、奥の空き地へ通じる道路となっております。幅も狭く現状では農地としての利用は不可能だと判断しました。皆様のご審議をどうぞ宜しくお願いいたします。

(議長)現地に同行した委員、事務局からの補足説明はありますか。

(委員)ありません。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項の2について担当調査員の8番鮫島安平委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番鮫島です。議案第2号第1項非農地証明、番号2について説明します。土地の所在、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇番11、台帳地目畑、地積74㎡、現況地目雑種地、所有者、〇〇〇〇さん、住所 鹿児島市〇〇〇〇〇〇〇〇〇1。現況地目となった経過及びその事由等は、土地登記簿の地目は畑であるが、昭和51年5月頃から耕地として利用せず、現況は雑種地となっております。この件につきましては去る2月13日、午後1時30分より、雨田委員、小山田委員、徳永局長、濱協会長、古田係長、立ち合いの下、本人、〇〇〇〇さんの代理人立ち合いの下、調査をしました。場所については、旭町の〇〇〇〇より、北の方に、50~60m進むと〇〇〇〇に入る三叉路があります。その手前の右側の道路下の畑でございます。調査の結果、畑としては耕作不能であり、何ら問題もないと思います。委員の皆様のご審議の程、宜しく申し上げます。

(議長)現地に同行した委員、事務局からの補足説明はありますか。

(委員)ありません。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号第1項1から2については、決定することにご意義ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「非農地証明について」の第1項1から2については、許可することに決定しました。

(議長)次に日程第5、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の4頁をお開き下さい。承認第1号農用地利用集積計画の承認について。平成27年2月27日を公告日とする利用権設定、所有権移転2件、賃貸借権6件、筆数20筆、面積47,476㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細については資料の5頁から14頁に添付しております。尚、利用権設定を受けるものは、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(議長)これから整理番号1から4の審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。整理番号1から4については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の整理番号1から4については承認することに決定しました。次の整理番号5番については私に関する案件であり、議事参与に関係しますので、議事進行については職務代理と交替させていただきます。

(職務代理と交替)

(職務代理)ここで農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、濱脇嘉則委員の退席をお願いします。

(濱脇嘉則委員の退席)

(職務代理)次に整理番号5について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(職務代理)質疑なしと認めます。これから採決します。整理番号5については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(職務代理)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の整理番号5については承認することに決定しま

した。これで私の職務は終了しましたので、会長と交替します。

(濱脇嘉則委員の入室、職務代理と交替)

(議長)次に、整理番号6から8について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)質疑なし。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。整理番号6から8については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の整理番号6から8については承認することに決定しました。

(議長)次に、日程第6、承認第2号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の18頁をお開き下さい。承認第2号、農用地利用集積計画の一部変更の承認について説明いたします。件数3件、筆数10筆、変更面積19,089㎡、契約年数6年と10年、合意による解約でございます。尚、詳細につきましては資料の19頁から22頁に添付しております。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(10番委員)はい。

(議長)はい、10番。

(10番委員)はい、10番上妻です。最初の案件ですけど、坂井の〇〇〇〇さんの件ですけども、これは坂井、〇〇〇〇になっているんですけども、これは原尾の国道58号線を上がりまして〇〇の手前だと思うんですけども、これは2筆になっておりますけども面積が登記と現況と全然違いますけども。これは2筆で3,652㎡となっておりますけども、下の方に現況9,100㎡と書いてありますが、これは、現在私が見た限りは9,100㎡くらいあります。これは何と説明しますか。それと、もう一つあります。合意解約は今年の2月5日となっておりますけども、これは〇〇〇〇となっておりますが、〇〇〇〇さんが畑を耕しておりましたが、解約になってその後どうなっているんですか。また畑は借りたわけですか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)まず、面積についてはですね、地籍調査が終わってない関係で、当時この2筆として借りているようですけど、耕作面積で契約をしておりますので、9,100㎡ということになっております。この解約についてはですね、2月5日に本人同士の話し合いが終わりまして、返すにあたって、元の現状に返すということで、〇〇さんが〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さんですけど、弟さんをお願いをして、整地をして返すということ



で、耕耘して終了したと、こちらは話を受けております。今回更地で返すということです。以上です。

(10番委員)はい、わかりました。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」の件は承認することに決定しました。

(議長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成27年第7回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者